

常任総務委員会要点記録

○開会日時 令和4年12月7日(水) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1番	青木敬博君	2番	篠原峰子君
3番	井戸清司君	4番	杉本一彦君
5番	重岡秀子君	6番	石島茂雄君

○欠 員 1名

○出席議員 8名

議長	宮崎雅薫君	副議長	大川勝弘君
議員	鈴木絢子君	議員	田久保真紀君
〃	佐藤龍彦君	〃	佐藤周君
〃	杉本憲也君	〃	中島弘道君

○説明のため出席した者 24名

副市長	中村一人君
企画部長	杉本仁君
企画部企画課長	菊地貴臣君
同秘書課長	小川真弘君
同情報政策課長	富岡勝君
危機管理部長兼危機管理監	近持剛史君
危機管理部危機対策課長兼危機管理監代理	吉崎恭之君
総務部長	浜野義則君
総務部庶務課長兼選挙管理委員会事務局長	鈴木康之君
同財政課長	木村光男君
同課税課長	小川直克君
同収納課長	渡辺拓哉君
市民部長	萩原智世子君
市民部市民課長	大川雄司君
同環境課長	佐藤文彦君
同保険年金課長	肥田耕次君
健康福祉部長	松下義己君

観 光 経 済 部 長	西 川 豪 紀 君
建 設 部 長	石 井 裕 介 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	鈴 木 恵 美 子 君
上 下 水 道 部 長	鈴 木 正 治 君
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 長	岸 弘 美 君
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	相 澤 和 夫 君
監 査 委 員 事 務 局 長	稲 葉 育 子 君

○出席議会事務局職員 3名

局 長 富 士 一 成	局長補佐 森 田 洋 一
係 長 鈴 木 綾 子	

○会議に付した事件

- 1 市議第22号 伊東市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
- 2 市議第23号 伊東市一般職の職員の給与に関する条例及び伊東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例
- 3 市議第24号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 4 市議第25号 伊東市職員の降給に関する条例
- 5 市議第26号 伊東市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 6 市議第27号 伊東市犯罪被害者等支援条例
- 7 市議第28号 伊東市當天城霊園条例の一部を改正する条例
- 8 市議第34号 伊東市新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 9 市議第30号 令和4年度伊東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 10 市議第32号 令和4年度伊東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 11 市議第29号 令和4年度伊東市一般会計補正予算（第7号）所管部分

○会議の経過概要

○委員長（杉本一彦君）開会する。

○委員長（杉本一彦君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）異議なしと認め、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第1、市議第22号 伊東市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○1番（青木敬博君）まず最初に第3条第4項の下から2行目を確認しておきたいが、マイナンバーカードで個人認証するのは分かるが、「その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。」の「氏名又は名称を明らかにする措置」は具体的に何を指すのかを教えてください。

○情報政策課長（富岡 勝君）第3条第4項は、個別条例の規定により署名、押印等を行うことが規定されている申請等をオンラインにより行う場合において、当該署名等に代わる氏名または名称を明らかにする別途の措置によることを可能とするため、当該署名等を行うことを規定している個別条例等の規定の特例規定として本項の規定を置いているものである。本項における規則で定める措置は、電子署名として、電子証明書が併せて送信されるものに限ることを考えている。

○1番（青木敬博君）電子署名で署名の代わりや押印の代わりにするということは分かった。

業務が増えるとの答弁が議場でもあったが、その答弁について間違いがないかを聞いてもよいか。

○情報政策課長（富岡 勝君）オンラインの推進は国からの要請、また社会からの要請であると考えており、必要な取組であると考えている。本条例案は、行政手続等を書面により行うことが規定されている場合でも、個別の条例や規則等を改正することなく、オンラインにより行うことを可能とするための特例規定を設けるもので、行政手続のオンライン化の推進のため、制度上の制約をなくして、従来の書面等による方法のほか、オンラインの方法によって行うことができるよう環境の整備を図るものである。新しいことを始める際には業務量が増えるのは通常の流れであるが、行政手続のオンライン化がされれば、市民等の利便性の向上が図られるものと考えている。

書面等による手続が残るが、将来的にオンライン化が増えていけばさらに業務量が減っていくと思う。あわせて行政手続のオンライン化に際しては、既存の行政手続を前提とするのではなく、業務内容や業務プロセス等を見直して再構築するBPRの取組と併せて行うことが重要であると言われているので、性急にシステムの整備を図るとか、手続数の拡大を図るためにオンライン化自体を目的化することはせずに、本来の目的である利用者の利便性の向上と行政の簡素化、効率化にかなうよう、フロント部分だけではなく、バックオフィスも含めた業務プ

ロセス改革も検討しながら取り組んでいく必要があると考えている。

- 1番（青木敬博君）なぜこれを聞いたかという、結局、今、市役所のものは個人番号利用系のネットワークとL G W A Nのネットワークと、いわゆる皆さんが使っているインターネットのネットワークと3つに分かれて、これは完全に分断されている。分断されているので、普通のインターネットの感覚で話してはいけないと思う。唯一できるとすれば、L G W A Nとインターネットの間だけは無害化通信ができるので、テキスト等に置き換えてしまい、テキストはコピーとかができると思うので、少しは作業が楽になると思うが、せいぜいそれぐらいで、今のところはそれしかないと思う。

総務費で出ているマイナポータル越しのインターネット接続、議場でも答弁があったが、令和4年度末までに介護と子育てだけはつなぐのも、結局国が決めてくれないとできない。一時的に業務が増えるというのは個人的には仕方がないと思っており、e-Taxだけは一気通貫でいけるように今動いていることも聞いたが、そういったことも踏まえて、今回、結局国が決めてくれないと動けないところがあるのではないかと思うが、その辺はいかがか。

- 情報政策課長（富岡 勝君）例えば国においても、平成15年にもととの法律を制定しており、その後、自治体によっては条例等を制定しているが、手続処理に対するオンライン化の割合についてもそう多くは進んでいない状況がある。そのあたりは国のほうも、コロナ禍においていろいろな問題が明らかになり、国、自治体も含めてデジタル化の推進を図ることで今取組が進められている。その取組に沿って、本市においても、例えばオンライン化もそうであり、デジタルトランスフォーメーションの取組を始めているところである。

- 1番（青木敬博君）市のほうでもプロセスを見直すとも言っており、業務を平準化することは多分国のほうでも考えており、災害派遣されたときに同じフォーマットで文章が打てることも考えていると思うので、結局、国のほうがかなり決めることも多いと思う。もちろん条例を制定すること自体は、後で賛成か反対かを言うが、国の動向もあることだけは分かったので、これで大丈夫である。

- 5番（重岡秀子君）まず申請などもこれでやれるようになるということであるが、今まで私たちが申請で経験したことがあるのは、市民全員に10万円を支給するときに、書面での申請、私は書面でやったが、オンラインでやってもよいということで、意外と国の制度の場合には両方オーケーで申請をしたと思う。これは来年1月1日から施行される条例だが、今までも伊東市でオンライン申請が可能な事例があったのか。なければ、これからどういうことを市民にアピールして、まずこういうものからオンライン申請が可能であるとやっていくのか、イメージが湧かないので、その辺のことはいかがか。

- 情報政策課長（富岡 勝君）これまでのオンライン申請はどのようなものがされていたかであ

るが、指摘のとおりそう多くの手続がされてきたわけではない。今回の条例は、規則等で、書類による申請をしなければいけないとされているものについての条例である。国の法律そのものに基づいて行われるものは、国の法律は既に制定されているので、既にできる状況にはなっている。本市においてどんな手続がオンライン化されているかは、地方税の申告でe-Taxを用いたものや、電子入札の関係も該当する。

○5番（重岡秀子君）分かった。これからいろいろなことが具体化されていくと思う。委任のところで、「このほか、必要な事項は規則で定める」ともある。それがどういう計画を持たれているのか。これは来年1月1日に施行されることで、少しずつやれるところから進めていくと思うが、具体的な規則を第10条の委任で考えているのかということと、なかなか適用が難しいというので1つだけ伺いたいが、伊東市における第4条の処分通知で、行政処分で分かりやすいのは、交通事故を起こして免許が停止になる等が処分の中の一つらしいが、伊東市では処分通知もこれでやれることになっているが、行政内の処分通知はどういうものが具体的にあるのか、どういうものを想定しているのかを教えてください。

○情報政策課長（富岡 勝君）第10条の委任の関係は、本条を設けた時点では、本条例に基づき何らかの規定、規則を設けることは想定していない。今後、行政手続のオンライン化条例の実施のために何らかの規則を定める必要が生じる可能性があることを踏まえて、規則への包括的委任規定を設けるものである。

処分通知は第2条の定義で規定しているが、「処分の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知をいう。」としているので、ここについては幅広い通知になる。具体的に処分的な通知に限らず、市から行政手続に基づいて行う通知が全てこちらに該当すると考えている。

○5番（重岡秀子君）例えば税金の差押えとかの通知等も大体今までは文書で来たが、第4条に書いてあるのはどういうことなのかと思った。処分通知もオンラインで来る場合に、「規則で定めるところにより電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。」は、処分を受ける市民等がそれを了承しているのか、この内容が分からなかった。誰に対してもできるわけではなく、「表示をする場合に限る」はもう少し具体的に言うとどういうことになるのか。

○情報政策課長（富岡 勝君）ただし書きについてであるが、処分通知等をオンラインで行う際の当該処分通知等の相手方への同意要件を設けているものである。処分通知等を受ける者がオンラインを希望しない場合、そもそもパソコン、スマホ等の電子計算機を有していなくてオンラインで受け取ることができない場合には、オンラインで行うことは適当ではないことから、

処分通知等を行うことができるのは、当該処分通知等を受け取る者がオンラインにより受け取る旨の意思表示をする場合に限定するものである。

○5番（重岡秀子君）分かった。適用除外は、今の伊東市のいろいろな手続では申請もあると思う。例えば、国の制度が簡略化されないのに、例えば生活保護などもかなり親族の関係とか、誰か面倒を見てくれる人はいないのかとか、あるいは児童扶養手当も場合によっては家庭訪問までして対面でやらないと申請ができない。結構そういうものがあると思うが、そういうものはいつまでたってもできないことになると思う。これは市に聞いても申し訳ないと思うが、国が本当にこれを徹底するのであれば、申請の制度上の問題もある。伊東市でほかにも対面が必要なものはどのようなものがあるか。

○情報政策課長（富岡 勝君）第7条の適用除外のことだと思うが、第7条第1項の規定は、オンライン化が適当でない手続について、第3条から第6条の規定を適用しない旨を定めるものである。オンライン化が適当でないものについては、対面を要すること及び現物を要することを例示として挙げて、適用除外として定義をしている。具体的にどのような手続が考えられるかは、現時点で確定した例ではないが、対面を要することとしては印鑑登録の手続、現物を要することとしては、下水道排水設備指定工事店証の交付等が考えられる。委員指摘のとおり、このような例外ケースは真にオンライン化になじまないものに限定されるものであるので、今後、本条例の目的にかなうよう、行政手続のオンライン化を進めていきたいと考えている。

○5番（重岡秀子君）分かった。国が進めていることで、市も条例化しなくてはいけないということで今回こういう条例ができたと思うが、本会議場では、国としては、令和7年を目標にかなり進めるとの答弁もあったが、他の委員からもあったように、それぞれの世帯が機器を使えて、せめてタブレットぐらいはないと、高齢者がスマホで申請するのはなかなか大変なこともある。仕組み上、青木委員が言った他の情報との連携も、マイナンバーカード等がかなり普及しないと、現実に電子申請が普及するのは、これで行政の申請の仕事が進むことは難しいと思っているが、国としてはその辺の計画は全くないのか。例えば、もう少しオンラインで行政手続がやれるようなことに対する取組は全然伝えられてこないのか。

○情報政策課長（富岡 勝君）オンライン化の取組は、国において、自治体に取り組めるようにということでデジタルトランスフォーメーション計画を策定している。その中で自治体が足並みをそろえて取り組むべき重点取組事項の一つに、自治体の行政手続のオンライン化が挙げられている。この推進計画では、国民の利便性に資する手続として示された子育て関係の15手続、介護関係の11手続の26手続について、原則全自治体で令和4年度末までに、マイナンバーカードからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にすることが求められている。

その他の各種行政手続についても、地方公共団体におけるオンライン利用促進指針などを踏

まえて積極的にオンライン化を進めることが求められている。また、今年の6月7日に閣議決定されたデジタル社会の実現に向けた重点計画においても改めて明記されており、さらなる取組が必要であると考えている。

○3番（井戸清司君）今話を聞いていて大体分かったが、国もほとんど何々ができるという法案になっているのでそこら辺は理解したし、手続の簡素化、業務の簡素化の部分でこの条例を制定して進めていくことも理解したが、国の法案を見てみると、行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理に係る一連の工程との文章が出てくる。今の状況では、結局、例えば私は建設に携わっているからであるが、事業者からは、建築確認の申請とかが、コミセンなどで手続ができるとすごく利便性が向上するとの話はよく聞いていて、そういったお願いをしてきた経緯もあるが、そういった部分は、条例制定はできる条例であるが、令和7年度ぐらいまでにそこら辺を順次進めていくとの議場の答弁であったので、そこら辺はスキームの中でどのぐらいまでに構築していく頭でいるのか。

○情報政策課長（富岡 勝君）こちらの条例については、あくまでも行政手続を書面等によることが規定されている場合でも、個別の条例や規則等を改正することなく、オンラインによって行うことを可能とするための通則的な条例になる。従前の書面等による方法とオンラインの方法によることができるものである。国において法人等も含めているということであり、社会全体のデジタル化を目指している。本条例案については、あくまでも行政手続のオンライン化を進めるということである。

こちらのオンライン化についても特に市民に限定するものではない。国の法律についても、改正前の行政手続オンライン化法においては、国民の利便性の向上として規定されていたところである。こちらが令和元年だったと思うが、法律が改正され、関係者の利便性の向上という形で規定されることになった。それがまさしく社会全体のデジタル化を進めるためにと調整している。本市の条例案の中に社会に対するデジタル化を規定していないことについては、そのとおりである。まずは市の行政手続からデジタル化を進めていきたいという考えの現れである。

○3番（井戸清司君）規定されていないわけではなく、DXの推進を図るために条例を盛り込んでいくので、民間事業者等との申請のやり取り等も全てこれから進めていかなければならない大前提の中で、令和7年度までにある程度のものを構築していくという答弁だったが、そこら辺のスキームがどうなっているかを質疑した。そのためには、国は情報システム整備計画を立ち上げ、その中で整備計画を進めていく方向になっているが、伊東市としては、ここら辺の整備計画についてはどういう考えでいるのか聞かせてほしい。

○情報政策課長（富岡 勝君）具体的な整備計画は現在策定していないが、こちらについても今

後のオンライン化の状況によって整備されていく。まず整備ありきではなく、どのような手続についてオンライン申請が必要か検討しながら進めていきたいと考えている。

- **3番**（井戸清司君）今言っているのは、スキームではないが、どここの申請の部分は何年度までにやろうというものをしっかりつくっていかないと、令和7年度までにどこが目標なのか、現状、今の答弁では目標設定がない。そこの部分をしっかりオペレーションを組んで進めていかないと、3年間しかない。3年間で進めようといったときに、3年間のしっかりとした整備計画や、基本的にはパソコン等いろいろなものを整備していかなければならないのでお金もかかることである。そこら辺の予算の組立て等全て図っていかないと、条例をつくったことが無駄になってしまうのではないかと言いたい。

この条例をつくるに当たり、そこら辺の整備計画自体をしっかりと計画として持っておかないと、行政としてこれからDX推進という新たなところに行くので、そこら辺をどういう形で持っていくのか、絵がないと進んでいかないのではないかと。そこら辺の計画は市としてどのような考えでいるのか聞いている。

- **情報政策課長**（富岡 勝君）オンライン化のスケジュールについては、26手続は今年度中である。令和7年度は電子決裁の関係、バックオフィスの部分になるかと思う。ただ、今後の計画については、今年3月に策定した伊東市デジタルトランスフォーメーション推進計画の一つに行政手続のオンライン化の推進を掲げているので、こちらに基づきデジタル化を進めていきたいと考えている。

- **3番**（井戸清司君）何年度までにここまで持っていきたいというスキームはないのか。

- **情報政策課長**（富岡 勝君）令和4年度については26手続を実施することは決めているが、その他の手続については計画時点で何をするか決められなかったもので、特に決めていない。今後の状況により、件数が多い手続や反復的、継続的に行われる手続、オンライン化のニーズの高い手続を勘案しながら、どのような手続がオンライン化に適しているのか、必要なのか判断していきたい。

- **3番**（井戸清司君）これから随時行っていくと理解していいのか。

- **企画部長**（杉本 仁君）デジタルトランスフォーメーション推進計画に基づき、毎年検討を加えていく。予算については、サマーレビュー等を含め、どれだけ予算を確保できるか。その予算の中でどこまでできるかは随時検討していきたいので理解願いたい。

- **2番**（篠原峰子君）26手続からと説明があったが、マイナポータルを使っただけの申請で、内閣府が出しているマイナポータルの取組についての資料の中で、26手続以外にも、この申請フォームを使えばオンライン申請が可能になる項目が幾つかあり、26項目以外にも例えば障がい児の福祉手当の所得状況届、特別児童扶養手当の所得状況届、被災者支援として罹災証明書

の発行申請等、幾つか載っている。これがすぐに使えるとなれば、そこも含めてやればいいのではないかと単純に思ってしまう。被災者支援の罹災証明書の発行となると、いつ災害が起こるか分からない中で、ここは加えられるのではないかと思う。説明の中で件数が多い申請について考えていくと答弁があったが、取り入れられない理由があるのか説明していただきたい。

○**情報政策課長**（富岡 勝君）今後、オンライン化を進めるに当たり、どういった手続が適しているのか、申請、届出等の件数が多い手続というのはあくまで例示であり、それらも含めて検討していく。例えば取扱手続数も大事だと思うが、オンラインの申請化率も大事だと思う。効率的にオンライン化を進めていくに当たり、年間10件しかない手続に対して行うよりも、100件ある手続を行ったほうが効果としては高い。1件のものを行わないということではないが、件数だけではなく、真に必要なもの、ニーズの高いものを総合的に判断し、各課で進めていくものと考えている。マイナポータルを使っての26手続以外についても、いろいろな手続でオンライン化することが可能となるが、サービスの使いやすさもあり、多くの自治体では汎用電子申請システムを導入している。当市においても、今年4月から汎用電子申請システムは導入しているが、本人確認が取れるシステムはまだ導入していない。今後の推進、拡大の状況を踏まえて検討していきたいと考えている。

○**6番**（石島茂雄君）違う方向から1点だけ質疑する。市民の皆様の情報を一元化することで確かに利便性もあると思うが、政府が一貫して握ることはかなりのリスクも負う。今の段階ではデジタルトランスフォーメーションに全て賛成ではない。例えば、中国はサイバーアクセスに約15万人配置している。日本は自衛隊の中に約250人で対策を行っている。

○**委員長**（杉本一彦君）石島委員、意見があれば討論でお願いします。質疑をお願いします。

○**6番**（石島茂雄君）市民の皆様の情報を一元化して国に管理してもらうリスクの部分考えたときに、河野大臣は最善の努力をする等の答えをしていたが、抽象的過ぎて、いざ引き抜かれたときにはアクセスされて情報漏えいで済まされてしまう。ここに対し、国から市に安全性の担保等の情報は入っているのか。

○**情報政策課長**（富岡 勝君）オンライン化するに当たっては、当然通信の安全性については考慮しているところである。そのため条例の中で例示しているマイナンバーカードについては、公開鍵暗号方式という暗号技術を用いて行われるものである。また、マイナンバーカードについては、公的個人認証サービスの証明書について、マイナンバーカードを所有していることによる認証に加え、ICチップ内の電子証明書にアクセスするためのパスワードでの認証を組み合わせることで2種類の異なる認証を行っており、高いセキュリティが確保できるものと考えている。

○**委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第22号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第2、市議第23号 伊東市一般職の職員の給与に関する条例及び伊東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）これは職員の給与と賞与も関係した人事院勧告によるものである。昨年も伊東市では賞与について減額があったばかりで、またここでそれを上げるのは一貫性がない。同じコロナ禍なのになぜなのか。今回の改定の人事院の狙いをもう一度説明いただきたい。

○秘書課長（小川真弘君）人事院は国の民間給与の施策において賞与の部分が0.1か月ほど上回っていたということである。若手職員は生活にお金がかかるという判断だとは思いますが、若手職員35歳ぐらいまでのところをアップする。また、初任給についても人材確保の観点から上げていく趣旨があろうかと考えている。

○5番（重岡秀子君）人事院の説明等によると、次の条例に出てくる定年の延長、定年後の働き方にも関係するのではないかということも書かれているが、それらも関係があるのか。

○秘書課長（小川真弘君）骨子の中ではマネジメントや人材の育成、その他環境の整備、長時間等、高齢者の部分に直接触れている箇所は特に見当たらないが、基本的には給料体系の部分、一時金の関係がメインとなっている。

○5番（重岡秀子君）参考書の7ページに細かい給料表で現行と改定給料があるが、3種類の給料表になっているのではないか。最初の別表第1と別表第1の2もある。最後に附則別表給料表が15ページ、16ページにある。私が見たところ、3つに分かれているのではないかと思うが、その見方をまず説明いただきたい。

○秘書課長（小川真弘君）まず、別表第1、7ページから10ページまでは一般行政職に対する給料表であり、行1と言われている。次の11ページからの別表第1の2、14ページまでは

行2と言われる技能労務職に適用する給料表である。組合との調整があり、経過措置として、15ページ、16ページの3級、4級、一般行政職と同じ給料表を使っている。令和3年度の採用から行2を使い、現在6人の職員がいる。今後、技能労務職を採用する場合には別表1の2の給料表を使う形になる。一般行政職については、引き続き別表第1を使うことになる。15、16ページは技能労務職で、過去からいた人については経過措置として、この方たちが全員退職するまではこちらの給料表を使っていくことになるかと思う。

- 5番（重岡秀子君）15、16ページは現在の技能職の方だと理解した。特別な技術を持っている人の別表かと思ったが、理解した。

今回の給与のアップは、今の3つの給料表に関わるという認識でよいのか。あと、会計年度任用職員についても報酬アップは関係があると思うが、説明願いたい。

- 秘書課長（小川真弘君）改定額が右側に書いてあるが、こちらがゼロ以外の上がっているところについては、基本的に35歳程度の職員が該当するところまでは全ての職種において上がる。また、会計年度任用職員についても、こちらの給料表を使っており、例えば会計年度の事務職は1の10号を使っている。こちらは新しい給料表を適用する1月から4,000円ほどのアップとなる。

- 5番（重岡秀子君）議案の19ページに第23条第2項第1号中「100分の95」を「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」に改め、その後、「100分の45」を「、6月に支給する場合は100分の45、12月に支給する場合には100分の50」に改めるとある。6月は変化しないが、12月には上げるということなのか。これについては、その後33ページ、「この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。」とあるが、第2条は給与法なのか説明いただきたい。

附則の2で「令和4年4月1日から適用する。」となっている。現在、12月なので、この給与の報酬アップは令和4年4月1日に遡って、昔はよくあった差額支給になるのか。12月のボーナスはどうなるのか、説明いただきたい。

- 秘書課長（小川真弘君）まず、4月に給料を遡るという点についての委員の指摘のとおりである。ただ、会計年度任用職員については先ほど申し上げたとおり、1月1日から新しい給料表が適用される。また、100分の45というのは、職員については勤勉手当があるので、こちらは6月ではなくて12月にまず0.1分を増やす。0.1増えた分を来年度になって6月と12月とに半分ずつにして、同じだけの月数を支給するような形で、2条で来年からは直していく。再任用職員についても同じような形で0.05か月上がるので、そこを12月の分で支払っておいて、令和5年度に6月と12月に0.025月分を均等に配分する。

○5番（重岡秀子君）給与については令和4年4月1日に遡るということで、議案書33ページの最後、附則第3項のところに、規定の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例等の規定による給与の内払いとみなすというのがある。普通はこういうのは専決でやって、12月のボーナスに間に合わせたりするが、今回は特別に後から全部支払われるということか。もう1回確認をお願いします。

○秘書課長（小川真弘君）確かに委員言われたとおり、過去には、基準日前に11月30日に専決をして、ボーナスと一緒に増加分を払ったこともある。過去にはそんなこともあったが、こういったところは差額で間に合うので、委員会で詳細な議論をしていただき、最終日に議決をいただくという形で、丁寧にやろうということで進めたものである。

○議長（宮崎雅薫君）専決ではなく議決である。

○秘書課長（小川真弘君）申し訳ない。初日に議決をいただき、12月の支給日に間に合わせた経過もあったと認識している。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第23号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第3、市議第24号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）言葉がいろいろ難しい。この改正は再任用と今まで言われていた条例を廃止することになっている。この中で3つの言葉があり、定年前再任用短時間勤務職員制度、暫定再任用職員制度、管理監督職勤務上限年齢制度と3つが新設されるということで、現在の再任用制度は廃止されるということである。この3つを先に説明いただきたい。

○秘書課長（小川真弘君）定年前再任用制度であるが、定年が65歳になるが、60歳を過ぎてフルタイムで職員が籍を残したまま働くことも可能となる。多様な働き方みたいなのところがあ

るので、60歳かそれ以降一度退職をして、短時間勤務の再任用として働きたい場合、30時間、31時間の時間、短時間勤務で働くのが定年前再任用短時間勤務である。これは65歳まで働けるような形になる。

暫定再任用は、経過措置の中で、例えば61歳が定年退職という世代が出てくるが、そういう世代の方が定年を過ぎた後に65歳まで再任用職員として働けるような仕組みである。これが暫定再任用職員ということで、制度が完成をしたら、この制度は自動的になくなる。

管理監督職上限は、基本的に管理職、課長以上を指すが、これらの人は60歳で役下りをしていただく考え方になっている。

○5番（重岡秀子君）分かった。今の再任用制度は廃止ということであるが、現行の再任用制度はどういうものなのか。今回のこの制度ができた根本は、年金が65歳まで支給されないことになったために、それまでの間、退職金を切り崩すとか貯金を切り崩さないと生活できないという現実がある中で、様々なこういう制度がつけられたと思う。では、現行の今の再任用制度で働かれている方がいる。その方たちは、今年金が支給されていない方ではないかと思う。今の制度では、年金が支給されるまでという前提があるのかどうかということと、私たちは、こういうところで部課長と顔合わせすることが多いが、どのような方が今再任用で働いているかわからないが、希望すれば、その人たちは、再任用で現在働いているのではないかと思う。人数とか、現行の制度について少し聞きたい。

○秘書課長（小川真弘君）現行の制度については、おおむね5年以内に退職をした人が60歳以上で働けるといふ再任用制度になるので、55歳以上で退職した人が、60歳から再任用で働けるといふ制度であり、退職した方は皆さん割と再任用をやる方が多いのかと思う。三十数名ほど働いているという認識である。元は課長以上の方、一般事務職の方、現業だった方、それぞれで、希望すれば、体の健康はあるにしろ、基本的には採用している。

また、年金との接続については、確かにそういう側面もあろうかと思い、現在の再任用の方については、年金をもらえるところまではやっていたかということで、3年とか4年とかで辞めているような形になっている。ただ、来年から暫定再任用という形に切り変わるの、その方も同じような待遇になってくるかと思う。

確かに年金との接続の面もあるが、国から、この制度は定年延長が示されている要因については、少子高齢化で生産年齢人口が減少する中で、複雑化、高度化する行政課題の的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員の力を最大限利用する。その中で、次の世代に知識や技術、経験などを継承していく。そんな必要があることから定年を段階的に引上げ、組織全体としての活力を維持していくことと、高齢期における多様な職業生活設計に係る制度設計、こういうものを加味しながら、こういう定年延長制度を構築していく考え方である。

○5番（重岡秀子君）分かった。実際に経験豊かな人が再任用で働かれています、先輩がいるということでやりにくいところもあるかもしれないが、力にはなっていると思う。参考書の49ページに定年の段階的な引上げスケジュールがあるが、年金が令和5年から65歳まで100%支給されない制度が始まるので、65歳定年制は来年から始まるのかと思ったら、これを見ると、そうではなくて、65歳定年制は令和14年から正式に始まるという認識でいいのか。

暫定というのは、それまでの間に現在の再任用制度を暫定で続ける理解でいいのか。

もう一つ、再任用された方たちの勤務時間は、現行はフルタイムではないのか。その辺のことについて教えてもらいたい。

○秘書課長（小川真弘君）この表を見ていただければいいが、令和13年度の早々には、昭和42年生まれの人65歳の定年になるので、令和13年度の早々には制度は完成する。

年金の開始も65歳からということになるので、そこから65歳まではお願いできる形になると考えている。

暫定再任用については、先ほど申したとおり、あくまでこれは経過措置の中で、定年が61歳、62歳と上がっていく中で、その定年の年齢を過ぎた方が改めて再任用で働きたいときに65歳まで雇用を確保するという面があるので、あくまでこれは暫定というところである。制度が完成したら、実質的になくなるということである。申し訳ない、14年度から完成形でスタートする。勤務時間については短時間勤務ということになるので、30時間ないし31時間ということである。

○5番（重岡秀子君）分かった。そうすると、暫定という場合も、今の再任用と同じように短時間なのかどうか。先ほど説明があった定年前再任用短時間勤務職員制度も同じ短時間で、暫定でも短時間なのか、その辺の違いはあるのかどうか。勤務時間について聞きたい。

○秘書課長（小川真弘君）暫定短時間と再任用短時間は同じ短時間という形で、ただ、暫定再任用については、条例上はフルタイムの部分踏まえてはいるが、職員の年齢構成等で定数の部分もあるので、短時間という形で考えている。

○5番（重岡秀子君）参考書の24ページに第3条、職員の定年は年齢65年とする。定年による退職の特例として、ここに管理監督職というのは、特別の場合には3年を超えることができない。どこかに管理職は60歳で再雇用されても管理職にはならないというところがあった。一方でそういう規定がある中で、ここでは起算して3年間は管理職になる、そういう含みもあるような条例になっている。この辺については、60歳で辞めた人が、例えば課長とか部長だったときに、暫定再任用でも管理職にはならないということが基本のようであるが、特別の場合には、3年はそれも可能なように読み取れる。その辺について説明をお願いします。

○秘書課長（小川真弘君）基本的には管理職の場合、7条に規定するように、上限は60歳とし

ている。ただ、例外としては、委員言われるとおり、3年間は退職をしないまま管理職に残るようなことも一応、規定はしている。例えば、プロジェクトチームとかの長をやっているような場合も想定される。ただ、5年の運用は非常に厳格でなければならないと考えている。こちらの理由は本当に厳格に適用していく必要があるので、基本的には60歳で定年。また、3条で言うと、職員の定年で65歳を超える場合の例外規定があるが、基本的にはこちらも厳格に対応していく必要があると考えており、職員の定年は65歳ということで基本的には考えている。ただ、例外規定は、規定としては一応残してある形になる。

○5番（重岡秀子君）これから年金が65歳まで出ないことになると、このように再雇用されていく職員は、先ほどの話では、希望すれば可能だという話もあったので、意外と増えていく傾向にあると思う。今の話で、後進に道を譲るではないが、若い人たちがそれでは管理職になれないではないかということで、一応60歳で線を引いて、それ以上働く人は課長とか部長にはならない。それは一ついい制度ではないかと思う。ただ、会計年度任用職員もあるので、この方たちを採用したために、新卒を採用できないとかそういう問題も起きるのではないかと思う。職員を増やしていけるならいいが、新採職員が入らないと、その年代の職員が減ってしまうとか、後から困ると思う。その辺については何か制度を考えているのか聞きたい。

○秘書課長（小川真弘君）事前に該当する方の意向も聞く必要もあるし、毎年4月から5月にかけて、制度に対して最終的な意向調査等も行っている。その中で、最終的には、こういった人数を勘案しながら今年は採用職員を何人にしようかということを経験委員会でも審議する。ただ、この制度をずっと続けていくと、2年に1回しか定年退職が出ないので、どうしても60歳以上の方または再任用の方がかなり多くなっていく。100人くらいになっていくのではないかと、そんな見通しもあるが、ただ、制度が完成をしてしまうと、今度はそこから毎年順次順次という形でだんだんと減っていくような状況も想定されるので、長期的な視点で見ると、六百二、三十をめぐって・・・職員定数の関係もあるので、超えないような形で計画的に新採を採っていく。例えば10人ぐらひは最低でも採用したいとは思っている。これも定数の絡みもあるが、そんな視点で採用を考えていく必要があるかと考えている。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第24号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手

を求める。

[賛成者挙手]

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）10分間ほど休憩する。

午前11時 7分休憩

午前11時15分再開

○委員長（杉本一彦君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○委員長（杉本一彦君）日程第4、市議第25号 伊東市職員の降給に関する条例を議題とする。
直ちに質疑に入る。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）この条例は管理職とか定年前の方が暫定再任用になるときの報酬にも関係があるのではないかと思うが、報酬を決めるのに合わせて降格とか降号の条例を定めるだけではなく修正も加えたという理解でよいか。

○秘書課長（小川真弘君）管理職の降任や60歳を超えた職員の給料は7割にするといった措置は降給になるが、その場合に理由書が要る。国から60歳を過ぎて7割になった場合に処分説明書の対象にはならないとうたうようにとあったので、うたう必要があったことと、標準例に合わせたものである。

○5番（重岡秀子君）降格と降号と職種が変わった場合の降格、この3つが言われていてよく分からなかった。降格は級を変えることで、級は部長、課長、課長補佐に関係があって、号は給与法の縦の理解でいいかと思う。降格の理由の中に、退職した人の給与の問題で7割になるという項目もあるが、人事評価制度の中で全体の評価が最下位だった場合、評価制度も絡んで降格になる場合もある。評価制度で最下位という表現があるが、何段階ぐらいあるのか。

○秘書課長（小川真弘君）6段階ある。

○5番（重岡秀子君）議案55ページの一番下の(1)次に掲げる事由のいずれかに該当するとき（職員が降任された場合を除く。）というところで、職員の能力評価または業務評価の確認者による確認が行われた全体評価が最下位の段階である場合、その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状況が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難だと思われるときにも降任される場合があるという表記であるが、このように決めておいたほうがいいから決めたのか、実際にこのよ

うなことが日常的にあって給料が減る場合があるのか。

- 秘書課長**（小川真弘君）これまでそういった事例はなかったと思う。今回こういう条例を提出しているが、これだけで降格の判断を下すのは難しい。細かく指針や基準みたいなものを定めて、その中で厳格に運用していく。職員の処分をするに当たっては丁寧にやっていかなければいけないところなので、その辺の指針等、細かい手順を研究していきながら、できるだけ早く条例がきたものになるように検討を進めていく。
- 3番**（井戸清司君）定年になって部長、課長で役職給をもらっている人たちがいる。法律上の規定ではこの場合は適用されないので、降給の100分の70は役職給を外した基本給ベースと理解していいか。
- 秘書課長**（小川真弘君）役職給を抜いて本俸の7掛けになる。
- 3番**（井戸清司君）不利益変更になるので、必ず個別の同意書を結ばなければならないと思うが、条例が議決された後に個別の同意書を結ぶことになるのか。
- 秘書課長**（小川真弘君）4月1日からの施行になるが、役職定年を迎える方が来年はいないので、令和6年からになる。何級の何号から何級の何号になるといった説明書を渡す形になる。不利益変更にはならないと考える。
- 3番**（井戸清司君）降給とかの場合は任命権者が全てやるようになっている。一般職の人たちが、懲戒処分に関する部分でこの条例が適用された場合、不服申立ては行政不服審査会を通せないという答弁があった。その場合は公平委員会に対して処分の申立てをする理解でいいか。
- 秘書課長**（小川真弘君）処分に対して不服申立てがある場合には公平委員会に何日以内と処分書には書いてある。ただ本会議場での説明が足りなかったかと思うが、60歳を迎えて7掛けになった職員については申立てをしても通らない。
- 3番**（井戸清司君）一般職の懲戒処分に関しては、それ相応の段階を経ていかなければいけないと思うが、人事評価システムをしっかりと構築していかなければいけない。その場合、人事評価委員会を設置してやっていくのか、秘書課なら秘書課で検討していくのか、いろいろ微妙な部分が出てくると思う。公平委員会を通しても駄目だった場合、職員が裁判を起こすとなったときに、人事評価委員会とかで委員会に請求した中でしっかり協議して、こうだからこうというものを出さないと後々もめることになると思うが、その辺のシステム構築に関してはどうか。
- 秘書課長**（小川真弘君）人事評価は原課の所属長、部長が行うが、分限処分に当たっては委員会的なものを設け、手順に沿った形でやっていく必要がある。先を行っている自治体の中では、懲戒審査委員会だけではなく、分限審査委員会という分限の部分にまで所掌を広げている自治体もあるので、そういったところの状況を見ながら、大勢の目で審議できる場をつくっていく必要がある。

○5番（重岡秀子君）議案56ページ、第3条、降格の事由の続きで(2) 職制もしくは定数の改廃または予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じたとき、今回は条例改正で課が増えるので逆のことがあるかと思うが、予算上で、職員の属する職務の級の数に不足が生じたときは、今までもあったのか。一応定めておいたほうが良いという理解でよいか。

○秘書課長（小川真弘君）標準例にあることから、不測の事態ではないが、このようなことも起こり得るので制定している。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第25号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第5、市議第26号 伊東市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）課を増やす条例案かと思うが、参考書の55ページに組織機構の見直しの概要についてで、企画部の中に職員課を新たに設けている。内部統制に関する業務を企画課から移管するとあるが、なぜ秘書課を分けて職員課を新たに設けたのか説明願いたい。

○企画課長（菊地貴臣君）参考資料に記載のとおり、行政課題の的確な対応や重点施策の推進を目的に組織を構築するため機構改革を不定期に行っている。従前は、コンプライアンスやハラスメント対策については秘書課、内部統制については企画課で取り扱っていた。法令遵守、公務員倫理、政治倫理、内部統制、事務処理誤りの防止、各種ハラスメント対策についてを一体的に取り扱うことによって、現在よりも推進強化を図る趣旨で、現在の秘書課を秘書広報課と職員課の2課に分けて、今言った事務は職員課に分掌する。

○5番（重岡秀子君）企画部の仕事が多様多様にわたって大変だと感じていたので、課を増やすのはいいと思うし、コンプライアンスとか内部統制、公益通報制度を遵守するというところでいいことだと思う。

もう一つ、総務部に資産経営課ができたが、「企画課からファシリティマネジメントの推進」という仕事に移管される。この内容がよく分からないので、資産経営課の仕事について具体的に説明いただきたい。

○**企画課長**（菊地貴臣君）現在、市有財産のファシリティマネジメント、市が所有している土地等について有効的な活用を図るため検討する委員会は企画課で所掌している。一方で、普通財産を中心とした市有財産の管理等は財政課管財係で所掌しており、一体的な管理をすることを主な目的として、ファシリティマネジメントの推進、市有財産の管理の仕方としての指定管理者やPFIに関する業務を一括して資産経営課に移管することを考えている。

○**5番**（重岡秀子君）市有財産の土地のことなども話されたが、学校統廃合とか市の建物などの財産も、これから利用を考えることもあると思うが、そのような施設についても取り扱うのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）土地のみではなく、廃校も中心とした施設についても所掌事務となっている。そちらも一体的に資産経営課で取り扱うことを考えている。

○**委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第26号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○**委員長**（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○**委員長**（杉本一彦君）日程第6、市議第27号 伊東市犯罪被害者等支援条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○**1番**（青木敬博君）基本的にはもともとある支援策を庁内で連携すると部長が答弁していたように、そのとおりだと思う。第8条を素直に読むと、経済的負担の軽減を図るために何でもできてしまうように解釈するかと思う。心情的には無限に救ってあげたいが、自治体は運用規則で決めていく。見舞金で30万円、10万円が出るのは分かったが、ほかは何を想定しているのか、それが議場で言っていた平均的なものなのか。

○**市民課長**（大川雄司君）第8条の内容は、亡くなった場合が遺族に30万円、1か月以上の治療が必要な傷病の場合が10万円と考えている。それ以外の具体的な経済的支援は考えていな

い。条例を制定するに当たり、金額については県内の既に条例化しているところを研究した。

見舞金を出しているところについてはおおむねこの金額であり、遜色ないものと考えている。

○1番（青木敬博君）どこの市町も見舞金を出して経済的負担を軽くしていることが分かった。

○2番（篠原峰子君）議場の説明の中で、62ページの第6条総合的支援窓口の設置ということで、市民課市民生活係が窓口になるという説明があったと思うが、この窓口について、既に県ホームページにも県犯罪被害者等支援ホームページの市町の犯罪被害者支援総合的対応窓口ということで、伊東市は市民課市民生活係ということで案内が既に掲載されている。もう今の時点で相談対応はしているのか伺う。

○市民課長（大川雄司君）市民課の市民生活係では様々な相談を日頃から受けており、その中で犯罪被害にかかわらずいろいろな相談、近隣の困り事等にも対応している。今のところ県に上げたのは、県から照会が来たために、そういう意味で、多方面で対応している、もしそういう話があった場合はそちらで受け付けるという意味で県には回答し、その結果、ホームページに掲載されている。

今のところ、犯罪被害者という切り口での相談はない。

○2番（篠原峰子君）相談ということで、例えばDV被害となった場合、今既に社会福祉課で婦人相談をやっていると思うが、そこの連携も必要かなというところで、犯罪は警察が既に介入していると思うが、犯罪になっていないところでの既にある社会福祉課での相談、今ある女性相談をしているところとの連携であるとか、今後、ここだけではなく子育て関連であったりとか、どういう支援をしていくのかというところでちょっと調べたら、例えば先ほど言ったようなDV被害に遭った方というのは、今いる住まいを追われるのであるから、公営住宅への優先入居も考えられるのかというところで、ほかの課との連携が大事になってくると思うが、窓口の一本化は目指しているのか。何度も同じ説明をしていくのは大変であるので、相談に対しての支援は1つの窓口、市民課市民生活係への相談で一本化されていくのか。

○市民課長（大川雄司君）今回考えている総合窓口としては、一旦市民課で話を伺い、その中で必要な考えられる施策のほうへ橋渡しすることを主に考えている。それについては、犯罪被害に遭われた方が何度も悲しいことを口にするのを防ぐためにも、私どもで承った話はそのまま担当各課へ連携の中でつないで、同じ話を二度、三度するような悲しい思いをすることがないように、そのための橋渡しを考えている。

○5番（重岡秀子君）もともと犯罪被害者等基本計画があり、令和4年8月に警察庁長官から各自治体、地方公共団体に対して、犯罪被害者等の視点に立って施策をしてくれとか、条例をお願いしたいという警察からの働きかけがあったという資料があったが、仕組みとして遺族にお金を出すとか、そういう相談窓口という話もあるが、まず、仕組みとしては警察との連携で、

市がどういう仕組みでその状況を聞くとか、どのような犯罪だったのかというのは、何か仕組みができていのか、どういう流れになるのか伺いたい。この情報は警察からか。

- 市民課長（大川雄司君）市単独で解決できる問題ばかりではないと考えているので、言われるような警察であるとか、静岡県のNPO法人静岡犯罪被害者支援センターと連携を結ぶ形を考えている。話としては、そちらに相談があって、それから市の各施策に該当があるかないかという話でこちらに話を承ることもあると想定している。

ただ、市民課、市役所でもそういう犯罪に遭われたとか、困り事について、私どもでも話を伺うことができることを広く知っていただき、私どもから警察につなぐということも想定している。

- 6番（石島茂雄君）被害者の反対側に加害者がいるが、その加害者が略式命令なり懲役等を受けて、完全に犯罪行為が認められたという場合でも被害者に適用されるのか。例えば、先ほど篠原委員も言われたが、身内の場合や外国の方もいるが、そこのすみ分けはどうなっているか。
- 市民課長（大川雄司君）今回の条例の対象になるのは犯罪被害者であり、実際には殺人事件、性犯罪等の身体犯罪事件、またはひき逃げ、交通死亡事故のような身体的な被害を受ける交通事故、こういうことの被害に遭われた方を対象にしている。であるから、加害者側の刑が決まる、決まらないの話ではなく、被害者の状況によって対象とすることにしている。
- 委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第27号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

- 委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

-
- 委員長（杉本一彦君）日程第7、市議第28号 伊東市當天城霊園条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

- 3番（井戸清司君）新旧対照表に焼骨と限定しているが、埋葬法上ではたしか眼鏡等の遺品を入れてもいいとなっていると思ったが、その辺を焼骨に限定した理由を教えてほしい。

○**市民課長**（大川雄司君）たしかに遺族の方から遺品等も一緒にという話があるのは認識している。しかし、今回限られたスペースの中でどこまで認めるのかというところがあり、際限なく認めるわけにはいかないところがあるので、実質的なお願いとしては焼骨ということでお願いしている。ただ、職員のほうでたしかにそれしか入っていないかとはつぼを開けて確認することはしないので、お願いとして焼骨と書かせていただいた。

○**3番**（井戸清司君）ということは、骨つぼの中で収まっていれば、例えば眼鏡が入っているとかいうのも、開けては確認しないので、その辺は遺族に任せるということでいいのか。

○**市民課長**（大川雄司君）遺族の方から聞かれた場合には、焼骨だけでとお願いする。

○**3番**（井戸清司君）合葬式墓地に関しては、募集期間はどのようにするのか。随時行うのか、それとも芝生墓地とか今までの墓所と同じようにやるのか教えてほしい。

○**市民課長**（大川雄司君）合葬式墓地の募集については、令和5年6月から募集開始を予定している。これは納骨袋等の準備があるためであり、令和6年度からは4月からの募集を予定している。募集は随時申込みをいただき、雪での閉鎖が心配されるため、12月頃までの受付期間を設ける予定である。

○**3番**（井戸清司君）雪の閉鎖期間であると12月から2月ぐらいの3か月ぐらいは閉鎖になるので、それ以外は順次受け付けるということでもいいのか。

○**市民課長**（大川雄司君）ほかの墓所等と同様の抽選は行わず、随時募集を受け付ける。

○**5番**（重岡秀子君）参考書の60ページで使用の制限があるが、5条の(2)合葬式墓地、次のいずれかに該当する者で、使用申請の日から起算して1年以上前から本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記載されている者で、現に骨を持っているという方である。イとしては、死亡した日から起算して1年以上前から本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記載されていた者の焼骨、だから市民の骨を収蔵しようとするもの。3番目としては、今墓所があるけれども、それを16条の規定によって返還して、同時に墓所に埋蔵している焼骨を改葬しようという3つの決まりがあるが、これは、所有している人が市民で、自分の親は伊東市の人ではなくても、その親の骨を持っていて、その市民だったらこれを利用できると、それから死亡した人が市民だったというか、2つの条件はそういう理解でいいか。

もう1点、使用許可のところでは61ページの第8条、墓所の使用許可は1世帯につき1区画とするというのは墓所のほうで、今回の合葬式の場合は1世帯1回だけというわけではないであろう。その辺を聞きたい。

○**市民課長**（大川雄司君）利用できる方の範囲については、本市に1年以上お住まいだった方の焼骨を納める場合、もしくは1年以上住んでいる方が身内等の焼骨を納める場合となっている。

数の制限であるが、今回の合葬式墓地については世帯等では考えておらず、同じ方が身内の

焼骨を、1つには限らず、身内のもので利用できる範囲で収めていただくと考えている。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第28号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第8、市議第34号 伊東市新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第34号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第9、市議第30号 令和4年度伊東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）歳入のほうで、繰入金が2億3,326万2,000円減額されているが、これはなぜか説明願う。

○保険年金課長（肥田耕次君）繰入金の減額については、これまで基金の繰入の財源と使っていた納付金等や保健事業費の一部などを繰越金で賄うことができたことから、組み替えて結局基

金繰入金を使用しなくても大丈夫であるということで今回減額している。

○5番（重岡秀子君）もう1点、歳入のほうで、国庫補助金のほうで、社会保障税番号制度システム整備費補助金があるが、これは保険証に絡んでいるのであろうが、この辺の内容を説明願う。

○保険年金課長（肥田耕次君）こちらはマイナンバーの中で、被保険者証にするために手続等があるが、そのために啓発をすとか、手続を手伝うための職員を市民課に配置するために雇っている。あと、総務費の中に消耗品費が26万4,000円あるが、これはマイナンバーの保険証利用であるとか、そういうもののさらなる啓発のために、ティッシュ等をつくって配ることを考えている。その補助金となっている。

○5番（重岡秀子君）もう1点、10ページの歳出で、ここに先ほどの条例と絡んだ傷病手当金が200万円の増額になっているが、当初予算では100万円で、これが200万円増額されたが、この辺は見込みなのか、どのような予算立てになっているのか、状況を伺いたい。

○保険年金課長（肥田耕次君）傷病手当金については、11月末現在で当初予算の40件、149万5,779円で、既に当初予算を超えており、今は流用で対応している。こちらの予算の議決をいただいた後、流用を戻したいと思うが、12月でまた5件出ており、さらに今後第8波が予想されているのでその辺まで今年度は出るのではないかということで、多少多めであるが、不足しないように計上させていただいている。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第30号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）昼食のため、午後1時まで休憩する。

午前11時58分休憩

午後 0時58分再開

○委員長（杉本一彦君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○委員長（杉本一彦君）日程第10、市議第32号 令和4年度伊東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第32号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第11、市議第29号 令和4年度伊東市一般会計補正予算（第7号）所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は、まず歳出を各款ごとに、次に歳入、その他の順で行う。

まず、歳出、第1款議会費について質疑を行う。事項別明細書は13ページ及び14ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第2款総務費について質疑を行う。事項別明細書は13ページからになる。発言を許す。

○1番（青木敬博君）移住就業支援事業補助金についてお伺いしたいが、予算が足りなくなって1,240万円を増額する。首都圏の人が移住してくると、単身世帯で60万円、複数世帯が100万円なので、単純に考えて24人分追加になるが、現状、引っ越してきている人は企業に就職している人が多いのか、それともテレワーク等で来ている人が多いのか。

○企画課長（菊地貴臣君）移住就業支援事業補助金を活用する方で、就業の方が多いか、テレワークの方が多いかでは、テレワークで移住してくる方の割合が非常に増えている。

○1番（青木敬博君）静岡県が補助を出しているぐらいなので、静岡県のどの市町も似たようなことをやっていると思うが、今の話では伊東市だけがテレワークが多いと勝手に推測すると、

その辺を分析して今後につなげる考えはあるか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）全県的にこの補助がいつとき足りず、9月補正でもお願いしたし、今回の補正もお願いしたところであるが、国で地方創生推進交付金の採択が認められたので、県も枠として拡大したところで今回補正を出させていただいた。テレワークが非常に増えているので、来年度の予算要望の際には、今年度のようなことがないように、なるべく多くの世帯に当初から渡せるような形で県に要望していきたい。

○**1番**（青木敬博君）地方ごとに特性があると思うので、その特性を生かして移住、定住につなげていただければと思う。

補助が出る情報をどこで入手したかは、やはり有楽町のふるさと回帰支援センターが一番多いのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）実際転入してくる際にも、市民課窓口にも移住就業支援事業補助金のチラシを置いており、そちらを見て来る方もいるし、本市で作った移住のホームページを見て直接問合せをいただく方もいる。

○**1番**（青木敬博君）どこが効果的な広告かが分からないのは仕方ないので、もし分かっただらもっと効果的にできると思った。

○**5番**（重岡秀子君）庁舎維持管理事業の中で、光熱水費が1,600万円の補正になっているが、昨日の水道事業でも事業にかかる光熱費が1.5倍近くになっていることで、全体として光熱水費の補助は考えなければいけないと思う。市内の関係ある指定管理施設で、昨日の福祉文教委員会でも話が出たが、その辺の試算で、例えば3月補正の想定はあるのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）全体的な話なので私から。指定管理者に対する光熱水費の補助は、不足分の試算がまだあらからでしかできなかったため12月補正では見送らせていただき、3月補正で何らかの手当てができればと考えている。

○**5番**（重岡秀子君）一般管理費で、退職手当の補正が大きい。途中退職の説明があったので、簡単でいいので何名等の説明をいただきたい。

○**秘書課長**（小川真弘君）既に辞めている職員が2名おり、そのほかに補正に関連して大きいものは、定年が13人で、あとは早期退職、自己都合が合わせて9人である。ただ、実際にはここには全部入っていない状況であり、正職の関係では今のところそのような感じである。

○**6番**（石島茂雄君）移住就業支援事業補助金に戻るが、伊東を紹介する事務所は東京圏のほうが多い感じがするが、関西圏はどうか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）この補助金自体が東京圏からの移住を想定した補助金で、東京23区に住んでいるか、23区に通勤していた方が対象になるので、本事業は関西圏は特に想定していない事業である。

○6番（石島茂雄君）分かった。これは少し感じたことで、赤沢方面から伊東を見ると、物すごい数の住宅が広がっている。宇佐美から伊東を見るのと全然違って、恐らく赤沢の望洋台とかあの辺の方から話を伺うと、最初は名古屋方面から移住する方が結構多かった気がする。現在私は1週間に1回ぐらい大川のほうで仕事等をしている関係があり、伊豆高原に来ていた観光客が非常に多い。今度は河津から下田方面にトンネルが抜けて縦貫道が開通すると、関東圏ではなくてもともと関西圏の方にも人気があるので、こちらのほうにもぜひ力を入れてほしいとお願いしておく。関西圏に今後力を入れることを要望するのでお願いします。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第3款民生費第1項社会福祉費第6目の国民年金事務費について質疑を行う。事項別明細書は23ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第6目後期高齢者医療費、第2項清掃費及び第3項環境保全費について質疑を行う。事項別明細書は31ページからになる。発言を許す。

○3番（井戸清司君）環境美化センター管理費3,500万円、光熱水費の電気代、ガス代の内訳が分かったら教えていただきたい。

○環境課長（佐藤文彦君）環境美化センターの管理費の補正の光熱水費は全て電気代である。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第9款消防費について質疑を行う。事項別明細書は49ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第14款予備費について質疑を行う。事項別明細書は59ページ及び60ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

以上で歳出の質疑を終了し、次に歳入の質疑に入る。歳入は全般について行う。事項別明細書は5ページからになる。発言を許す。

- **5番**（重岡秀子君）まず、5ページ、6ページの分担金及び負担金、学校給食費負担金で減額補正になっていて、これは私の記憶では、各学校ではなく、給食センターに対応する学校の給食費が入ってこない分と理解してよいのか。あと、昨日、福祉文教委員会で賄材料費等もあったが、3学期の給食を無償化する財源が分かりにくかったので、説明願いたい。
- **教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）歳入の学校給食費負担金の減額は、学校給食センターは直接センター対象の児童・生徒からお金を頂くので、免除に伴い、本来は歳入として入ってくる予定であった3学期分を減額した。これは学校給食センター分の児童・生徒分の減額である。財源については、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する。
- **5番**（重岡秀子君）歳入歳出の中で見えなかったのが伺ったが、国からの交付金を使っているというのはどこかに出ているのか。
- **財政課長**（木村光男君）歳入面に関しては、予算上、充当を示すことができない。あくまでも臨時交付金の予算計上は歳出側の充当でとどめている。ただ、国に提出する事業計画の中には歳入の減額分を経費として含めた上で提出する形になっている。
- **3番**（井戸清司君）地方譲与税の関係で森林環境譲与税の増額に伴うものと説明があったが、増額になった要因を伺いたい。
- **財政課長**（木村光男君）要因に関しては、直接的なものは国から来ていないが、基本的には令和6年までは国が特別会計で財源を補填しており、年間の譲与額に関しては、人口や森林の面積等で案分している。昨年も予算よりオーバーした形になったが、昨年と金額の違う理由に関しては我々もまだつかんではない。1回目の交付分が853万3,000円であったので、この交付が年2回になり、その2倍で1,766万円を今回計上させていただいた形になる。実際にこの金額が丸々入るかどうかは分からないが、この譲与税に関しては必ず事業費として使い切るか、もしくは残余は基金に積み立てなければいけないとなっていることから、歳出を増額するに当たり歳入も増額している。
- **3番**（井戸清司君）去年も12月補正で167万円しかないのに、今年は600万円近くある。事業に使わなければならないのと基金に積み立てなければいけないのは分かるが、その分、事業ができるといえばできるのだから来るのはいいのかと思うが、そこら辺がよく分からなかった。

7ページの国庫補助金に関しては昨年の4倍ぐらいあるが、ほとんど新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の部分の増額と見ていいのか。

- **財政課長**（木村光男君）新型コロナウイルス感染症対応の臨時交付金に関しては、昨年度の受入れが約1億1,000万円だったと記憶しているが、昨年度、交付限度額が示されたときも

2億7,000万円程度は本年度に繰り延べて市としては受け入れる形を取った。したがって、今年度、臨時交付金の総額として7億1,623万1,000円になり、ここの部分の増額が前年度より増えると捉えていただいて結構である。

○5番（重岡秀子君）5ページの地方交付税8億7,743万円と大きな増額補正であるが、ざっくり言って、その影響、臨時財政対策債もマイナス補正であり、基金の繰入れも財政調整基金が3億円ぐらい減額補正になっている。この辺の影響もあるかと思ったが、ざっくり言って大きな歳入の動きで地方交付税についてどのような意味を持つのか伺いたい。

○財政課長（木村光男君）当初予算において、地方交付税の歳入予算としては39億円計上していた。昨年度の普通交付税の当初の算定が39億300万円ほどであったので、その基準をもって、年度当初に財源不足を補う関係もあったことから、例年に比べて、交付税の当初予算の計上額は持ち上げた形を取っていたが、3年度算定の中で、高齢化が進んでいる中での高齢者保健福祉費と、国の税収が上がっていることからの臨時財政対策債の振替額が大きく減少したことから、逆に現金として当年度に交付される金額が増えた形になって、今回示された普通交付税の算定額としては46億2,743万9,000円となっている。このうち、特別交付税の1億5,000万円を除いた差引きで今回8億7,743万9,000円ほど補正をさせていただいた。これは一般財源の不足分が国から下りる形になっているので、当初予算において、財政調整基金を8億円ほど取り崩す、6月補正において5,000万円プラスして、現状8億5,000万円の取崩しの予算計上があったが、ここの一部を交付税の増額をもって振り替えるという形を取っている。

さらに今、委員の発言にもあったとおり、臨時財政対策債は昨年13億円の借入れがあったところ、今年度3億9,259万3,000円に大幅に落ちている。当初予算でも減額が見込まれたことから4億4,700万円の計上にとどめたが、さらにそれを下回る算定となったことから今回5,440万7,000円ほど減額して、こちらは交付税の総額において補填するといった形になっている。

○1番（青木敬博君）歳入で、雑入であるが、デジタル基盤開発支援補助金は、総務費の申請管理システム導入等委託料で、さっき言ったマイナポータルがあつたりして、これが何で雑入になるのか。

○情報政策課長（富岡 勝君）こちらについては、本質的には国からの補助金という形になるが、国が地方公共団体システム機構のほうに基金を造成して、そちらを経由して市のほうで受け入れるために、雑入となる。こちらは、決算統計上、国庫支出金に計上されるものについては、直接国庫から交付されるものに限定されるため、雑入で計上したものである。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、債務負担行為の補正について質疑を行う。事項別明細書は64ページになる。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）変更で、スクールバス運行业務委託料、これは9月の補正で4,790万円が出され、今回増額して6,157万円になった。少し説明いただいてもいいか。

○教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）今回の変更については、9月補正において債務負担行為を設定させていただいた。その根拠にあるのは、今年度4月ぐらいにアンケートを取って、大体の人数がその時点で出た。旭小学校から競輪場を經由して伊東小学校まで行くルートについて、八十数名の人数だったので、ピストンで運行するという形で、1台で可能かというところで試算したが、8月末にアンケートを行った結果、140人ぐらいが利用される。1台ではそれがなかなか対応できないということで、もう1台分が必要になり、債務負担行為設定額を変更させていただいている。

○5番（重岡秀子君）分かった。

もう一つ、その上の追加のほうであるが、危険箇所緊急対策工事請負費と市道改築改良補装工事請負費で債務負担行為が出ているが、私が思うところ、工事が遅れて来年に延ばされたみたいなものなのかという感じがしていた。さらに、今年の予算にプラスして年度替わりの対応としてされたのか。この2つについて説明いただきたい。

○建設部長（石井裕介君）今回、債務負担行為補正で追加の2つの工事請負費であるが、工事の遅れではない。令和5年度に予定している2件の工事請負費について、今回追加ということであるが、議場で総務部長から説明したとおり、令和5年度当初からの工事施工を可能にするためということである。4月の工事閑散期の要因が単年度事業によるものであり、新年度予算の議決後に事業の入札、契約等の準備に取りかかるので、どうしても工事の閑散期が出てくるので、それを解消するために、今回設定するものである。

○5番（重岡秀子君）分かった。

○6番（石島茂雄君）今、重岡委員の質疑を聞いていて、市道改築のところであるが、補正に関しては、今コストプッシュ型のインフレとあって、輸入物価が高騰している。そういうことに関係してこれも加味してあるのか。あと、期間的にこの状態の中で計画どおりにいくのか教えてほしい。

○建設部長（石井裕介君）特に輸入物価に関連するものではなく、今現在の単価を見越す中で、ただ、これを現実に積算されているものかということ、そうではない。事業も明確には決まっていないというものである。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、地方債の補正について質疑を行う。事項別明細書は65ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。

市議第29号中、本委員会所管部分は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）以上をもって日程全部を終了した。

委員会審査報告の案文については、正副委員長に一任願う。

○委員長（杉本一彦君）これにて常任総務委員会を閉会する。

○閉会日時 令和4年12月7日（水）午後1時25分（会議時間2時間17分）

以上の記録を認める。

令和4年12月7日

委員長 杉 本 一 彦